

(案)

## 西大和団地隣接国有地及び市有地に関する覚書

和光市（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成26年3月〇日付けで締結した「西大和団地再生事業に関するまちづくり基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この覚書は、基本協定に基づき、乙が取得する国有地及び市有地における団地再生事業を推進するため、甲及び乙が適切な役割分担のもとに相互に協力し、それぞれが施行する事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この覚書において使用する用語は、基本協定において使用する用語の例による。

## （国有地の取得）

第3条 乙は、基本協定に基づき、国有地を平成26年9月末日までに取得し、団地再生に伴う新たな賃貸住宅の整備に合わせて、保育園併設賃貸住宅を整備するものとする。

## （市有地の取扱）

第4条 乙は、甲所有の市有地について、団地再生に伴う新たな賃貸住宅の整備に合わせて保育園併設賃貸住宅を整備することを目的に、これを取得することとする。

2 市有地に係る売買契約の締結時期は、平成26年10月末日を目途とし、引渡しの時期については、旧消防庁舎用地は、平成26年10月末日を、ひろさわ保育園用地は、平成29年6月末日を目途とする。

3 市有地の売買価格は、甲乙双方が実施する鑑定評価に基づき、諸条件を勘案し、協議の上決定するものとする。

4 甲は、乙の求めに応じ、土地売買契約締結前に乙が市有地を事前に調査することを許可するものとする。

## （保育園の整備）

第5条 甲及び乙は、保育園併設賃貸住宅を建設するため、必要な法手続き等所定の期限までに遅滞なく実施するものとする。

2 甲は、団地再生事業の推進に当たり、当該事業区域に存する市の保育園近接部分において乙が行う工事による振動・騒音等が発生することについて、事前に保育園運営者及び保育園利用者の了解を得るものとする。

## （事業の遅延）

第6条 甲及び乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、保育園併設賃貸住宅の建設が遅延することについて了解するものとする。

- (1) 市有地及び国有地から隠れた瑕疵が発現されたとき。
- (2) 地元要望等により、保育園併設賃貸住宅建設に係る工事時間が制限されたとき。
- (3) 工事の入札が不調となったとき。
- (4) 乙が建設する保育園併設賃貸住宅に関する建築基準法第86条による一団地認定及び建築基準法第18条による計画通知に係る申請手続等に時間を要したとき。
- (5) その他、不測の事態が生じたとき。

(井戸部分等の取扱)

第7条 甲は、団地再生事業の推進を図るため、乙が甲所有の井戸部分及び県水送水管管理部分の土地（別紙、位置図参照）を、隣接地に係る開発において使用することに同意するものとする。

(保育園施設の整備等に関する確認書の締結)

第8条 甲及び乙は、この覚書とは別に、保育園施設の整備等について確認書を締結する。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月 日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号  
和光市  
和光市長 松本 武洋

乙 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号  
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社  
地域支社長 小林 昭次

# 位置図

